

## **新型コロナウイルス感染症に関する災害死亡保険金等のお支払いについて**

この度の新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

住友生命保険相互会社（取締役 代表執行役社長 橋本 雅博）は、災害による死亡等を保障する商品について、新型コロナウイルス感染症を災害死亡保険金等のお支払対象とする等の改正を行いますので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 改正内容

新型コロナウイルス感染症(\*1)を原因として、死亡または所定の高度障害状態に該当された場合、別紙の商品において、災害死亡保険金等をお支払いします。

また、新型コロナウイルス感染症を原因として支払理由に該当された場合、特別条件特約または新特別条件特約について、特別条件（保険金削減支払い、特定部位不支払いまたは特定状態不支払い）を適用せず、保険金等をお支払いします。

#### 2. 適用時期

2020年2月1日以降に発生した支払理由について適用します(\*2) (\*3) (\*4)。

#### 3. その他

本改正は、すでにご契約いただいている契約を含めて適用しますが、お客さまによる契約変更のお手続きの必要はございません。

また、本改正に伴う保険料の変更はありません。

(\*1) 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に定める新型コロナウイルス感染症をいいます。以下同じ。

(\*2) 新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項、第3項または第4項の疾病に指定された場合、その指定が解除された日以後に生じた支払理由については対象外となります。

(\*3) 団体定期保険に付加する特約については、2020年2月1日より前に発生した支払理由についても対象とします。詳細については、該当契約のあるご契約者様あてご案内いたします。(2020.4.23更新)

(\*4) 財形保険については、財形法に基づき、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項または第3項の疾病に指定された場合、その指定が解除された日以後に生じた支払理由については対象外となります。また、同条第4項の疾病に指定された場合も支払対象外となります。(2020.5.27更新)

以上

(2020年5月27日現在)

普通保険約款または特約	保険金等
災害倍額保障・祝金付特別終身保険「長寿保険」普通保険約款	災害保険金
予定利率変動型無配当個人年金保険（一時払い）普通保険約款	災害死亡給付金
最低保証付変額保険普通保険約款	災害死亡給付金
最低保証利率付3年ごと利率変動型積立終身保険普通保険約款	災害死亡給付金
変額個人年金保険（一時払い）普通保険約款	災害死亡給付金
5年ごと利差配当付限定告知型終身保険普通保険約款	災害死亡保険金
最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険普通保険約款	災害死亡給付金
無配当新終身保険（一時払い）普通保険約款	災害死亡保険金
5年ごと利差配当付終身保険（一時払い）普通保険約款	災害死亡保険金
5年ごと利差配当付通増終身保険（一時払い）普通保険約款	災害死亡保険金
予定利率変動型5年ごと利差配当付通増終身保険（一時払い）普通保険約款	災害死亡保険金
低解約返戻金型無配当特別終身保険普通保険約款	災害死亡保険金
5年ごと利差配当付指定通貨建終身保険（一時払い）普通保険約款	災害死亡保険金
5年ごと利差配当付指定通貨建終身保険（一時払い）(19)普通保険約款	災害死亡保険金
年金災害保障特約	災害保険金
災害死亡割増支払特約	災害保険金
災害保障特約	災害保険金
家族災害保障特約	家族災害保険金
災害割増特約	災害死亡保険金 災害高度障害保険金
傷害特約	災害保険金
限定告知型終身保険特約	災害死亡保険金
団体定期保険災害割増特約	災害保険金 災害高度障害保険金
団体定期保険傷害特約	災害保険金
団体定期保険災害保障特約	災害保険金
団体定期保険こども災害割増特約	災害保険金 災害高度障害保険金
団体定期保険こども傷害特約	災害保険金
団体定期保険こども災害保障特約	災害保険金
団体定期保険災害特約	災害保険金
団体定期保険こども災害特約	災害保険金
勤労者財産形成貯蓄積立保険	災害死亡保険金
財形年金積立保険	災害死亡保険金
財形住宅貯蓄積立保険	災害死亡保険金
勤労者財産形成給付金保険	災害死亡保険金
勤労者財産形成基金保険	災害死亡保険金